

善了寺ともに講 講則

(名称)

第1条 本講社は、龍谷山本願寺の規則に定める講社であり、善了寺ともに講と称する。

(目的)

第2条 本講社は、親鸞聖人を宗祖と仰ぎ、本願寺住職(浄土真宗本願寺派門主)を中心として、浄土真宗の教義に基づき、愛山護法の精神をもって、本願寺興隆のため活動し、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献することを目的とする。

2 講員は、浄土真宗の教義を尊重するとともに、法要儀式については、浄土真宗本願寺派で定めた法要儀式をもって執り行うことに同意するものとする。

(事務所)

第3条 本講社は、事務所を神奈川県横浜市戸塚区矢部町125「善了寺」内に置き、浄土真宗本願寺派東京教区鎌倉組善了寺が運営し、事務局となる。

(講社役員会)

第4条 本講社の目的を達成し、講員相互の利益を増進するため、次の各号に定める役員を置き、役員会の構成員となる。

(1)担当者 1人

(2)講長 1人

(3)副講長 3人

(4)世話係 若干人

2 前項各号のほか、担当者は正副講長と協議し、必要な役員を置くことができる。その場合、新たに置く役員の仕事および選出方法は、別に定めるものとする。

(役員の仕事)

第5条 役員は、次の各号に定める仕事にあたる。

(1)担当者 ご消息披露及びご法義相続の任にあたり、その運営を統理する。

(2)講長 本講社を代表し、その運営にあたり、役員会の議長となる。

(3)副講長 講長を助け、その運営を補佐する。

(4)世話係 本講社の諮問機関として、講長を助け、その運営を補佐する。

(役員を選出)

第6条 役員は、次の各号に定める手続きにより選出する。

(1)担当者 善了寺に所属する住職又は教師のうちから、本願寺執行長が任命する。

(2)講長、副講長、世話係 担当者が講員のうちから本講社の目的達成に期するものを推薦し、本願寺執行長が任命する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、4年とし、再任されることが出来る。但し、補欠又は増員により選出された者の任期は、他の役員任期満了の日までとする。

(定時役員会等)

第8条 本講社は、毎年一回定時役員会を開き、次の各号の事項について審議、報告する。

- (1) 会計に関する事。
- (2) 役員に関する事。
- (3) 講則その他内規に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

2 本講社は、必要があるときは、臨時役員会を開くことができる。

3 定時役員会及び臨時役員会の開催方法に関しては、別に定める。

(会費等)

第9条 本講社の入会費及び年会費は、徴収しないものとする。但し、講員の希望により、各種事業へ参画する場合又は特別なサービスを受ける場合には、これに必要な経費を納入するものとし、その内容は別に定める。

(入会)

第10条 本講社への入会は、本講則に同意し、所定の申込書を事務局に提出し、担当者が承認するものとする。

(退会)

第11条 本講社から退会するときは、所定の退会届を事務局に提出するものとする。

(全国講社連絡会の会費)

第12条 本講社は、全国講社連絡会の定める会費を納入する。

(講則の変更)

第13条 講則の変更は、定時役員会の同意を得て、所定の宗務機関を経由し、本願寺内局の承認を受けるものとする。

附 則

この講則は、本講社設立承認の日から施行する。